

## 有機溶剤健康診断関連通達

- 「有機溶剤による健康障害の既往歴の調査」とは、過去に有機溶剤による貧血、肝機能障害、腎機能障害、末梢神経障害等の健康障害があったかどうかを調査することをいうこと。
- 「有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査」とは、過去に有機溶剤による別添の表一の症状のそれぞれがあったかどうかを調査することをいうこと。
- 「有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査」は、有機溶剤による生体影響等健康への影響を総合的に把握するうえで重要な検査である。この検査の結果は、医師が必要と認める場合の健康診断項目の実施や医師が必要でないとして認める場合の健康診断項目の省略等の判断の際の重要な基準ともなるものであるため、別添の表一に掲げる症状のすべてについて、その有無を確認しなければならないものであること。  
なお、適宜問診票を用いても差し支えないが、その際には医師による全症状にわたる十分な問診を行うべきものであること。

(平元. 8. 22 基発第 462 号)

### 有機溶剤中毒予防規則第 29 条及び鉛中毒予防規則第 53 条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について (平元. 8. 22 基発第 463 号)

1 有機溶剤中毒予防規則別表 (以下「有機則別表」という。) 下欄に掲げる検査のための尿の採取時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 尿の採取時期について尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とすべきものである。

作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時 (注) に行うことが望ましいが、有機則別表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中の N-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の 2・5-ヘキサジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えないこと。

(注)「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日ほぼ同一時間当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、木曜日又は金曜日の当該作業終了時をいうこと。

また、「作業終了時」とは、例えば 9 時から 17 時まで当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17 時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15 時前後に排尿した後、17 時頃に尿を採取するものであること。

(2) 尿の保存方法について採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

(3) その他

イ 尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対しその旨指導することが必要であること。

ハ ハテトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境気中濃度を考慮のうえ検査結果を評価することが必要であること。

ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。

なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。

ホ 有機溶剤等健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

2 有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定に基づき、医師が必要でない認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の実施が省略できるときは、次に示す条件をすべて満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。

なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。

(1) 尿中の馬尿酸の量の検査以外の検査について

イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

ロ 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。

ハ 今回の当該健康診断において、別添の表1に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。

ニ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

(2) 尿中の馬尿酸の量の検査について

上記(1)のイからニの条件をすべて満たす場合又は次に示す条件をすべて満たす場合のいずれかとする。

イ 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

ロ 今回の当該健康診断において、別添の表1に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでは

ない。

ハ 前回の作業環境測定を起点とする連続過去3回の作業環境測定の結果の評価がすべて第1管理区分であること。

ニ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

表1 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進  
10. 不眠 11. 不安感 12. 焦躁感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 16.  
皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス  
腱反射異常 21. 視力低下 22. その他